

山根 裕子著

経済交渉と人権

欧州復興開発銀行の現場から



中公新書

1393





中公新書 1393

山根裕子著

経済交渉と人権

・ 欧州復興開発銀行の現場から

中央公論社刊

山根裕子（やまね・ひろこ）

東京大学教養学部卒業、エール大学大学院修士取得、パリ大学法学院にて国際法専門研究学位取得、パリ政治学院にて国家博士取得、パリ大学法学院にてE.C.法専門研究学位取得、明治学院大学助教授を経て、欧州復興開発銀行アドバイザーおよびロンドン・スクール・オブ・エコノミックス講師。現在、立命館大学法学院教授、専攻、国際法、E.C.法。

著書「新版EU/E.C.法」（有信堂、1995）

「ケースブックE.C.法」（東京大学出版会、1996）

けいざいこうじょう じんけん
經濟交渉と人権

中公新書 1393

©1997年
検印廃止

1997年12月10日印刷

1997年12月20日発行

著者 山根裕子

発行者 笠松巖

本文印刷 三晃印刷
カバー印刷 大熊整美堂
製本 小泉製本

発行所 中央公論社

〒104-8320

東京都中央区京橋 2-8-7

電話 販売部 03-3563-1431

編集部 03-3563-3666

振替 00120-4-34

◇定価はカバーに表示してあります。

◇落丁本・乱丁本はお手数ですが小社販売部宛にお送りください。送料小社負担にてお取り替えいたします。

Printed in Japan

ISBN4-12-101393-X C1231

はじめに

数年前まで私は、ロンドンの国際金融機関に勤めていた。その銀行の正式名は「歐州復興開発銀行」(European Bank for Reconstruction and Development)、通称EBRDとよばれている。この銀行は一九九一年四月、東欧と旧ソ連の市場経済への移行を援助するため、おもにヨーロッパの国々によって設立された。域外の国々も参加していて、とくにアメリカや日本は大口出資国である。

鉄のカーテンの向こうにびつたり閉ざされていた国々が、とつぜん市場経済への移行をめざして援助を求めてきていた。この銀行が融資にあたったのはそのような国々である。凍りつくような寒さのなかで、なんとかプロジェクトをものにしなければ、と私たちは試行錯誤を続けた。

当時私は、不馴れた生活環境と、東欧から来た同僚のすばやい身のこなしに、とまどいながら仕事に奔走していた。いま冷静に思い返せば、必ず歴史に残るであろうこの大変動を、身をもつ

て体験する醍醐味を味わっていたようにも思えてくる。

この銀行のおもな目的は、民間セクターへの投融資を通して国有企业の民間への移行を助けること、市場経済に参加する企業を支援することである。通常の銀行がもつ資金源としての性格よりはむしろ、投資のノウハウを与えるアドバイザーモードとしての色彩を強く帯びていた。したがってロンドンの金融市场で発展したマーチャント・バンクのように、株の発行や引受け業務をおこない、企業の買収や合併の仲介をするなど、多岐にわたる役割が期待されていた。

E B R Dにはまた特殊な使命が課されていた。

銀行の設立条約（正式には「欧洲復興開発銀行を設立する協定」だが、以下、条約という）によれば、E B R Dの目的は、複数政党制民主主義、多元主義および市場経済の原則を適用する中・東欧の各国が市場経済へ移行するのを援助することにある。つまり受益国は、これらの三原則に従わなければならぬ。

条約はさらに、加盟国の政策がこれららの原則と合致しないような場合、理事会は、融資を停止することができるとしていた。

この規定は、E B R Dが設立されるに至った歴史的な背景をふまえていた。共産主義体制から移行してまもない中・東欧において、政治改革ぬきでの市場経済の導入、発展は不可能と考えられたのである。

一九九一年秋から九五年春まで約三年半、私の任務のひとつは、ある受益国がEBRDの融資をうける資格をもつかどうかを、とくに人権の尊重の観点から調査することであった。人権は、条約が掲げる三原則を実現するための基礎であると考えられていたのである。その調査結果を総裁に報告し、問題の国の担当官と、EBRDの融資担当者とともに交渉にあたった。

この任務は、時代の急速な流れの反映であった。そのような政治条件を設けることが銀行業務にふさわしいものであるかについては、賛否両論が激しく対立していた。

にもかかわらず、EBRDでの「人権」をめぐる議論は私をひきつけた。この銀行が関心を払つた人権問題が、アメリカやヨーロッパの国々にとってどのような意味をもつのか、実感としてとらえることができたからである。さらに、共産主義体制崩壊後のヨーロッパを舞台にして、アメリカと西ヨーロッパが何を問題にし、新たな秩序をつくるためにどう争つたのかを、肌で感じる機会が与えられたと思う。

本書は、中・東欧の共産主義経済が崩壊し、市場経済へ移行していく過程で、「人権」がEBRD加盟国間の交渉で、どのように用いられたかを振り返るものである。内容はすべて公開された情報にもとづいている。しかし私の個人的体験をもとにしているため、単なる印象にすぎないとのそしりもまぬかれないことであろう。が、本書を通して、西欧諸国が人権を扱うときの思想

的基盤や伝統を感じとつていただければ幸いである。

貴重な助言を与えてくださった方々、とりわけこうした私の体験に関心をいだかれ、執筆を励ましてくださった中央公論社の早川幸彦氏および佐々木久夫氏に感謝の意を表したい。

一九九七年十一月

目 次

はじめに

第一章 欧州開銀設立

(1) 東西ヨーロッパの出会いロンドン²

ロンドン着 ジャングルの楽しさ EBRD設立の
歴史的背景 アメリカとヨーロッパとの対立 EBRD
誕生 民間型のEBRD ハイリスク・ハイリ
ターン

(2) 市場経済への移行の政治的側面

²⁴

人権アドバイザー? 受益国の「政治的な条件」とは
何か—(1)世銀の場合 受益国の「政治的な条件」とは
何か—(2)EBRDの場合 受益国資格をどのように判
断するか アタリ総裁と人権

第二章 秩序としての人権

体制変換と人権　共産主義時代の責任問題　正義か、
復讐か　正義か、不処罰か　法の支配　市場経済
と表現の自由　マスメディア分野への投融資　「表
現の自由」の支援から企業の自由の支援へ　市場経済
の受患者

第三章 民族、市民、人権

(1) ことの発端 84

バルト三国の加盟申請　国家は歴史の產物　「ソ連
はひとつの大工場」　原発は必需品　ドイツ文学、ナ
チ、共産党　ロシアのいう人権問題　バルト三国の
「人権」問題　エストニアとラトビアのロシア人
ソ連軍の駐留　旧ソ連共和国の国籍法　経済活動の
制限　EBRDとバルト三国の「人権」問題　バル

ト三国のＥＢＲＤ加盟　人権の専門家とは誰か　バルト三国の問題は「人権」問題か

(2) 二つの大戦後の解決方法

125

民族、国民、人民をめぐるバベルの塔——自決は誰の権利か
条約による少数民族の権利保護　第一次大戦と
少数民族　国際連盟下の少数民族の保護　第二次大
戦と少数民族　国連での議論　東・中欧に特殊な状
況　「民族問題」は「民族」の問題か　バルト三国
の問題は民族の問題か

(3) 市民権問題のゆくえ

151

エストニア東北地方への旅　憲法と市民法の成立
「外国人法」騒動　ラトビアの冒険　国連報告書の
助け　バルト海沿岸を旅して

第四章 中央アジアと人権

(1) 中央アジアの国々

176

カザフスタンに群がる西欧企業 なぜ中央アジアの
国々がEBRDの受益国なのか カザフスタンとロシ
アとの密接な関係 EBRDの初調査団 カザフス
タンと人権 将来はイスラムか トルコとヨーロッ
パ ウズベキスタンの文化遺産 イスラムの復活と
イラン ソ連時代の否定 ショック療法の否定
共産主義からアジア主義へ?

(2) アジア、ウズベキスタンと人権

208

ウズベキスタン援助方針第一号 アジアと人権
スマム、アジア、人権 アタリ総裁の失脚

イ

(3) アメリカ、ウズベキスタン、人権

222

ヨーロッパ諸国とアジアの人権 アメリカの登場

175

「中央アジアと人権」についての会議　国際会議の舞
台裏　アメリカと人権　タシケントへふたたび
ミッテラン大統領とウズベキスタン　孫崎大使との出
会い　アジア、人権、日本　ウズベキスタンその後
エピローグ

何事もなかつたかのように　経済交渉と政治条件——ヨ
ーロッパ諸国の生存問題　言葉の意味の共有　利益
の共有　経済交渉と人権——世界を舞台とした場合
日本に人権外交は可能か

第一章 欧州開銀設立



欧洲復興開発銀行本部

(1) 東西ヨーロッパの出会いうロンドン

ロンドン着

一九九一年春、ロンドンの金融街シティーのレデンホール通りにEBRD（欧州復興開発銀行）の仮オフィスが設置された。近辺に建設中の本オフィスができあがるのを待つてのことであった。仮といつても立派な一〇階建のビルで、見晴らしもすばらしい。パイプを使った前衛的デザインで有名なロイズ保険会社のまん前、チームズ川からの湿っぽい風がとどくところにそれはあった。ところが一年後、九二年の四月にはIRA（アイルランド共和軍）のテロ爆弾がこの建物の窓などを粉々にしてしまった。EBRDの多難な門出を象徴しているかのようだ。

銀行が設立された年の夏、私はこの仮オフィスに、入行に必要な手続きをとりに出向いた。それまで住んでいたパリからロンドンまでは飛行機で正味わずか四五分である。しかしロンドンのヒースロー空港からシティーまではタクシーで一時間半もかかった。ロンドンの街にはいると、緑に囲まれた住宅街が続いている。しかしシティーに近づくにつれ、煉瓦でできた巨大な建物ばかりになつた。黒っぽい服を着た男が、胸をはって忙しそうに歩いている。

銀行をおとずれる前、時間があつたので近くのカフェでカフェオレを飲み、クロワッサンを食べてみた。体裁はなかなかよく、皆おいしそうにほおばっている。ところが口にいれてみると、味がない。バター、卵、油や酢など、調理の材料に風味がないのであろう。コーヒーも、豆がしきていたのか、香りがない。

ふと、永井荷風の『ふらんす物語』の光景を思い出した。荷風が帰国の船路に着くためフランスを去り、ロンドンにおもむいたときのことである。「一度巴里の燈火を見た者の眼には世界最大の都府ロンドンは何らの趣味もなく、唯実利一方の目的で出来上がっている煉瓦と石との『がらくた』に過ぎない」。荷風は安料理屋でフランス女性をみかけ、「ロンドンは如何です」と声をかける。「陰気な処です事ね。コーヒーひとつめないんですもの」という答え。うなずくこの作家の、ロンドンの雰囲気に馴染めない気持ちがわかつたような気がした。料理でロンドンとパリを比較するのではロンドンがかわいそうかもしれない。しかしこれほど距離的に近い両者がどうしてこんなに違うのだろう。不可解な気持ちでロンドンをながめた。

暮らしてみて徐々にわかつてきたのだが、この二都にはどちらにも賞賛すべきことがある。ただしそれはいくつかの失敗を繰り返してみて、やっと理解できたことであつた。当初は、ロンドンの味けなさに、ただただあきれかえっていたのである。

どの国際機関にも、それが設置された場所の国柄や風習が浸透する。EBRDがロンドンに設

置されたことにより、この銀行はロンドン・ビジネスの雰囲気や人的つながりの影響を決定的にうけるようになる。お手本となつたマー・チャント・バンクも、もともとロンドンの貿易商が展開した金融機関である。食べ物に風味はなくとも、生き馬の目をぬくようなマー・チャント・バンクたちとの仕事には迫力があつた。プロフェッショナルで、有能で、儲かる話にはニコニコと非常に愛想がよく、熱心である。マルクスが『資本論』を書いた背景には、「価値とは商品価値」とするこの社会の価値観があつたことを即座に感じることができた。

そしてここには、アグレッシブなジャーナリズムもある。EBRDの初代総裁ジャック・アタリは、『ファイナンシャル・タイムズ』に掲載された批判が雪だるま式の反応をよび、とうとう辞任することになるのだが、ロンドン・ジャーナリズムの独立精神は、パリの比ではない。宮廷に出入りする記者のような、情報提供者への依存とへつらいがないことがその理由のひとつなのであろう。

その日私は法務部の幹部と食事をした。法務部長はアメリカの多国籍弁護士事務所から、副部長は世界銀行から、採用されていた。世銀で民営化にたずさわった専門の法律家も加わった。

レデンホールのEBRD仮本部にはすでに、フランス人の総裁ジャック・アタリがパリからつれてきたコックが何人かいて、とびきり洗練された「ヌーベル・クイジーン」で客をもてなした。シックな個別のメニューカードまで用意されていて、ナイフ、フォークは銀製、コップはクリス

タル、皿はリモージュ製で絵柄がすばらしい。イギリスでもフランス風のものはあるが、ここは完全にフランス領だ。誇り高いイギリスの新聞記者が、EBRDをフランスの手先であるかのように目のかたきにした理由のひとつはここにもあった。

これがEBRD加盟国の税金でまかなわれていることに、多くの職員はすぐには思い至らなかつた。いま国際機関といえば、財政赤字をまかなうため、経費やポストの削減のやりくりをするところである。それは、大勢の職員を抱えながら、それに見合う生産性がないことの結果でもある。EBRDは、民営化を助け、富をつくり、出資して利益を上げる、というビジネス感覚において勝っていたし、職員にはそれだけの自負があった。

給与に関しては徹底した能力主義がとられていた。ボーナスは、四割ほどの、業績のあつた職員にのみ給付される。額についても上下で一〇倍くらいの格差があつた。雇用の保障もほとんどない。ILO国際行政裁判所判例によつて、雇用契約の更新はほぼ自動的であることが確立している国連とはまったく異なる職場環境であった。

銀行の設立当初は、こうした給与や身分保証の不安定さも、皆それほど気にしていなかつた。

歴史の流れを変えるプロジェクトの担い手であることの責任と誇りがあつたからだ。それぞれの職員が東欧・ソ連経済の将来に非常な関心をもつていたので議論も活発だつた。加盟国政府の不安とは対照的に、ロンドンの本部には明るい雰囲気がみなぎっていた。フランス人コックが調理